

# パブリックコメント実施結果報告書

平成20年12月24日

(担当課)	景観まちづくり課
(担当者)	田中 勲
(連絡先)	7130

テーマ：「大規模集客施設適正立地広域ビジョン」の策定及び「大規模集客施設立地誘導条例」の制定について

①<手段別意見応募件数> (意見件数を記入してください。応募者数は( )書きしてください。)

(記入例：1人が提出したものに3つの意見が記載されていた場合 3(1)と記してください。)

郵便	ファックス	電子メール	県民室・ 県民局へ	その他の 方法	計
- ( - )	- ( - )	11 ( 5 )	- ( - )	36 ( 11 )	47 ( 16 )

※その他方法の例：意見交換会、電話、イベント等

②<応募意見の政策案等への反映状況>

対応状況	件数	主 な 意 見
反映した (一部のみ反映した ものを含む)		
既に盛り込み済み		
今後の検討課題		別紙のとおり
対応困難		
その他 (例：施策の体系 外の意見等)		
計		

※上記分類が困難な場合は、担当課整理による分類でもかまいません。

③<意見募集結果概要書を、1部添付してください。>

→とりネットのパブコメページ・  
県庁ロビー掲示板で公表します。

他の公表方法として該当するものに○を付してください。

とりネット (実施担当課)	報道機関への 資料提供	県議会への報告	県民室等での 縦覧等	広報誌等への 掲載	その他
○					○

※その他の例：審議会報告等

★③「意見募集結果の概要」には、意見に対する県の対応方針も記してください。  
参考：H18実施結果→ <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=24041>

パブリックコメント及び同期間中に実施した意見交換会の結果

～「大規模集客施設適正立地広域ビジョン」の策定及び「大規模集客施設立地誘導条例」の制定について～

意見	メール	説明会	計	回答
<b>1 策定の目的について</b>				
都市の機能は集中化してしまうより、ある程度の規模を持つ集積においては、分散して維持し、連結していくということも考えていいのではないかと。 また、規制での誘導は規制地域への対象の立地離れを生じさせるだけで、目的とする地域への立地を促すものにはならないのではないかと。	1	1	2	本ビジョンは、中心市街地にすべての都市機能を集中させようとするのではなく、都市機能の一定規模の集積のある地域には必要な施設の立地を誘導できるような要件を定めており、意見に沿った内容となっております。 また、中心市街地の活性化や具体的な立地促進の施策については、市町村が各々のまちづくりを考える中で検討されるものと考えております。
都市計画法で規制されない10,000㎡以内の施設を規制してもコンパクトなまちづくりを推進することにはならないと考えます。(都市計画法以上の規制は必要ないと考えます) 周辺の規制ではなく中心市街地自身の魅力づくりが極めて大切であると思います。	1	2	3	コンパクトなまちづくりを実現するためには、集客施設の郊外への無秩序な拡散を防止する必要があり、生活環境への影響があると判断される床面積1,500㎡以上の施設について立地に関するルールを定めようとするものです。 中心市街地の活性化のための具体的な施策は、市町村が各々のまちづくりを考える中で検討されるものと考えます。
都市計画の線引き見直しをすることが先ではないかと。(線引き)が何年も行われていません。	1		1	本ビジョンの策定とあわせて、本年度から関係市町村とともに、都市計画の見直しの検討を進めています。
公共交通の利用者を基準に区分けを考えておられるようですがこれは実情に反していると考えます。 現状の中で中心市街地に大規模商業施設を誘導することはいたずらに交通混雑を誘発することになりかねません。	1	1	2	高齢化社会の到来など、今後の社会情勢の変化への対応を考えれば、公共交通アクセスはまちづくりの重要な要件と考えている。具体的な交通混雑対策や、交通政策のあり方については各々の市町村におけるまちづくりを検討する中で検討すべきこととなります。
中心市街地はいいが、それ以外の地域では、小さな店舗が淘汰されてしまう。現状でも町村部の商工業は衰退していつている。		2	2	ビジョンは商業調整を目的とするものではなく、生活環境に広域的な影響を与える施設の立地のためのルールを定めようとするものであります。
ビジョンの中にコンパクトなまちづくりの定義を明記すべき		1	1	ビジョンの中に記載しています。
趣旨に賛同。われわれも、誰もが暮らしやすいまちづくりに向けて活動している。消費者も考えて活動する時代。		3	3	
小 計	4	10	14	
<b>2 施設規模に応じた立地誘導のルール化について</b>				
規定区域からわずかでも外れていると規制区域外として商業施設が並ぶため、自然公園法で規制される区域との境界線から一定距離以上は立地を規制するようにしてほしい。	1		1	景観に関する規制は別途景観条例等に基づき、県又は市町村で検討することとなります。
ボーリング場は性格的に遊技場と同列であり、「公共公益施設等」として扱うのは大変違和感がある。	1		1	建築基準法でボーリング場は運動施設として分類されているため公共公益施設としております。
公益施設の立地誘導に関して、「立地の特例」の項により公益性は担保されるものと考えられるため、大規模集客施設との差別化、例外性をあまり強調しない記述とすべきである。	1		1	公共公益施設もまちづくりに対する影響の大きい施設であり、その取り扱いについての方針は明記すべきと考えております。
地域要件の数字を見ても分かりにくい。図面のようなものがあればわかりやすい。		2	2	県はビジョンで立地要件を明記するものであり、具体的な立地可能マップや誘導規制すべき地域の将来像については市町村が行うこととなります。
特例の隣接市町村の合意を得る手続きは、いつの時点で、誰がどのように取るのか。		2	2	手続きの中で、県が隣接市町村の意見を聴く過程で合意が図られるものであります。
・10,000㎡以下の施設まで規制する必要はないのではないかと。 ・5,000㎡以上にするなど絞ったほうがよいのではないかと。 ・1,500はハードルが低いのではないかと。 ・1,500㎡ではなく500㎡からの規制としてよいのではないかと。		4	4	生活環境に影響を与える規模として、大規模小売店舗立地法の届出対象となる売り場面積1,000㎡以上に相当する面積から本ビジョンの対象としています。
公共交通機関のことはどう考えているのか。検討が必要。		2	2	高齢化社会の到来を控え、暮らしやすいまちづくりの実現には、公共交通の利用を前提としたまちづくりが不可欠であります。
誘導するとあるが、市街化区域に誘導できる適地がない。		1	1	線引き都市計画区域における議論は、都市計画の見直しにおいても検討すべきこととなります。
地域要件の判断は誰がするのか。 ベースとなるデータの数値のチェック等、第三者の関与も検討が必要ではないかと。		1	1	算出は事業者、判断は県が行うこととなります。 チェックのやり方の仕組み作りについては引き続き検討します。
今後の高規格道路の整備によっては夢を語れる部分を残してほしい。		1	1	各々の市町村におけるまちづくりを検討する中で検討すべきこととなります。
小 計	3	13	16	

パブリックコメント及び同期間中に実施した意見交換会の結果

～「大規模集客施設適正立地広域ビジョン」の策定及び「大規模集客施設立地誘導条例」の制定について～

意見	メール	説明会	計	回答
<b>3 出店計画の事前届のルール化について</b>				
誘導すべきとしていながら、立地要件に合致しているものに対し設置届出の手続きを求めるのはいかがなものか。		1	1	基本計画の段階で立地計画を住民に公表し、県民の意見が計画に反映できることを目的としています。
本ビジョンの手続きのなかで市町村が必要な事務を提示してほしい。		1	1	具体的な事務については、市町村と協議しながら検討いたします。
隣接市町村が同意をする場合、市町村長の判断した内容を住民が知らないと言ふことにならないように。		1	1	隣接市町村の同意があった場合でも一連の手続きは必要であり、住民への周知や住民意見の聴取は行われます。
小 計	0	3	3	
<b>4 地域貢献活動の推進について</b>				
地域貢献活動の推進は、既存の大規模集客施設設置者にも適用されるのか。	1	1	2	県の認証制度を設けることとしており、既存の施設についても対象となります。
貢献による設置者のインセンティブが明記されておらず、優良設置希望者にとっての阻害要因となりかねない。	1		1	県は認証制度を通じて、貢献活動を推進する設置者の取組みの紹介などを行うこととしており、ご意見のとおり制度としている。
地域貢献は義務付けすべきではないか。		1	1	地域貢献活動は施設設置者が自主的に行う活動であり、義務付けまではしません。
小 計	2	2	4	
<b>5 その他</b>				
県内に本ビジョンに適した用地がどの程度存在しているかというポテンシャルマッピングを作成すると、設置希望者にとって非常に有益であると考えます。(各市町村の業務かもしれない)	1			県はビジョンで立地要件を明記するものであり、具体的な立地可能マップや誘導規制すべき地域の将来像については市町村で行うべきであります。
取組みは評価。ただ、県外資本は法や条例の抜け穴を探して進出してくる。さらに、2の矢、3の矢を放つために、県に検討チームを作られたい。		1		国や他県の動向を見ながら、ビジョンの見直しも含め今後も勉強していきたいと考えております。
条例は4月の施行で、10月以降に設置するものが対象になるとのことだが、かけこみ立地を防ぐ策を検討されたい。		1		設置届から6ヶ月間は設置工事に着手できないこととしているため、10月以降に設置するものからを対象としています。
条例だけつくればいいのか。それで活性化するわけではない。		1		県は広域的なルールを作成するものであり、地域の活性化のための具体的施策は、まちづくりの主体である市町村の責務であります。
大規模集客施設の出店により周辺の商店が廃業したのち、出店した施設が撤退するような事がある場合は地域の商店がなくなってしまう。新規の出店者に対して出店後の撤退について何か規定できないか。		1		本ビジョンは、商業調整を行うものではないため、出店後の撤退についても規定することは出来ません。
郊外は固定資産税が安く、駅前が高い。これでは駅前の小規模な商店の廃業は増える。中心部の固定資産税を減額し、郊外からの税収を中心部に再配分する税制を県から市長に要請されたい。		1		ビジョンは土地利用の観点のものであり、税に関しては触れていない。固定資産税は市町村税であり、また個別施策による実質的な税の再配分も市町村行政の範疇であります。
担い手がおらず農地を手放す人がいる。商業だけでなく、農業の担い手を育成することも合わせて実施して欲しい。		1		確かに耕作放棄地が増えている実態があります。課題として認識しておきます。
コンパクトシティに対する融資制度を設けて欲しい。地域に働きかけなどをしていただければと思う。		1		地域の活性化のための具体的施策は、まちづくりの主体である市町村の責務であります。
歩いて暮らせることを目指すということだが、老人は手押し車を押しながら道路脇を通行している。歩道整備についても考えていただきたい。		1		これまでの道路整備は車中心で進めてきたのが実態であります。今後は高齢者などの交通弱者に目を向けた道路整備への転換が必要となってくると考えます。
もっと詳しく教えて下さい。	1			県庁HP、県民室・各総合事務所等にチラシをおいている旨を伝えました。
小 計	2	8	10	
総 計	11	36	47	